

宮代町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、宮代町議会議員(以下「議員」)の職責及び議会への町民の信頼を保持するため、議員が、疾病又は負傷(以下「疾病等」という。)を理由に、長期にわたって町議会の会議等を欠席した場合及び刑事事件の被疑者、又は被告人として法律上の身体の拘束処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年条例第6号)の特例を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町議会の会議等 次に掲げる会議等をいう。
 - ア 町議会定例会及び臨時会の本会議
 - イ 宮代町議会委員会条例(昭和62年条例第5号)により設置された委員会の会議
 - ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項に規定する協議、又は調整を行うための場の会議
 - エ 地方自治法第100条第13項に規定する議員の派遣
- (2) 長期欠席 議員が療養、長期不在その他の理由により90日を超えて議員活動ができなくなった場合をいう。

（議員報酬の減額）

第3条 議員が会議等を長期欠席した場合における議員報酬の額は、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、議員が受けるべき議員報酬の額に次の表に掲げる長期欠席の期間の区分に応じた割合を乗じて得た額を減額するものとする。

長期欠席期間の始期からの日数	減額割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の25
180日を超え270日以下であるとき	100分の50
270日を超え365日以下であるとき	100分の75
365日を超えるとき	100分の100

- 2 前項の規定は、議員が、町議会の会議等を欠席した日から起算する。
- 3 第1項の規定は、長期欠席の期間が、90日又は180日を超えた日の属する月の翌月(その日の月が月の初日であるときは、その日の属する月)から、会議等に出席した日の属する月の翌月(その日の月が月の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの前6箇月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額された月がある場合の期末手当の額は、当該議員が受けるべき期末手当の額に前条第1項の表に掲げる長期欠席の期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6箇月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、最も長い長期欠席期間の区分に応じた割合を適用する。

(適用除外)

第5条 長期欠席の期間が次の各号に掲げる事由により生じた場合には、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等である場合
- (2) 女性議員の出産
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合
- (4) その他議長がやむを得ないと認める事由である場合

(端数計算)

第6条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(減額等の効力)

第7条 この条例の規定により前任期中に議員報酬等を減額されていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額の効力は及ばないものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。